

## 社会福祉法人旭児童ホーム役員等費用弁済規定

平成 29 年 1 月 10 日

法人理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員等が会議等に出席に要した費用を弁済する主旨でこの規定を定める。

### 1、弁済の対象

弁済の対象は、次の者とする。

- ①理事
- ②監事
- ③評議員
- ④評議員選任・解任委員
- ⑤第三者委員
- ⑥理事長が必要と判断した者

### 2、算出方法

- ①対象者の居住する最寄り駅から会場開催地の最寄り駅までの鉄道運賃。
- ②特急料金、航空運賃、タクシー代等については、理事長の判断により支給する。
- ③上限を 3 万円とする。

### 3、宿泊費

対象者の宿泊費は、理事長の判断により、実費を支給する。